

議案第58号

区議会提出議案に関する意見聴取
(世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和4年11月17日

(提出者)

世田谷区教育委員会
教 育 長 渡 部 理 枝

(提案説明)

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。

4 世総第 4 3 4 号
令和 4 年 1 1 月 7 日

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）」第 2 9 条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

- 1 案件名
世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例
- 2 案 文
別紙のとおり
- 3 提案議会
令和 4 年第 4 回世田谷区議会定例会
- 4 回答期限
令和 4 年 1 1 月 1 8 日（金）
- 5 担 当
総務部総務課総務係 久保 内線 2 0 6 4



議案第 号

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 中丸小新BOP学童クラブの活動場所を変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例

世田谷区学童クラブ条例（平成24年12月世田谷区条例第74号）の一部を次のように改正する。

別表中丸小新BOP学童クラブの項中「東京都世田谷区野沢三丁目34番16号」を「東京都世田谷区野沢三丁目33番12号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年1月4日から施行する。

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区学童クラブ条例 平成24年12月10日条例第74号</p> <p>改正</p> <p>平成26年3月7日条例第15号 平成26年9月30日条例第38号 平成27年12月7日条例第67号 平成28年12月9日条例第67号 平成29年12月8日条例第62号 平成30年12月10日条例第70号 平成31年3月5日条例第10号 令和元年12月9日条例第64号 令和3年6月26日条例第37号 令和4年3月7日条例第11号 令和4年9月30日条例第43号</p> <p>世田谷区学童クラブ条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業として実施する新B(ボ)O(ッ)P(プ)学童クラブ事業について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 新BOP学童クラブ事業は、ベース・オブ・プレイング事業（世田谷区立学校施設の開放に関する規則（昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号）に基づき世田谷区立小学校（以下「区立小学校」という。）の施設を利用し、遊びを通して学年を超えた児童間の交流を図るとともに児童の創造性、自主性、社会性等を養成する事業をいう。）と一体的に実施するものとする。</p>	<p>○世田谷区学童クラブ条例 平成24年12月10日条例第74号</p> <p>改正</p> <p>平成26年3月7日条例第15号 平成26年9月30日条例第38号 平成27年12月7日条例第67号 平成28年12月9日条例第67号 平成29年12月8日条例第62号 平成30年12月10日条例第70号 平成31年3月5日条例第10号 令和元年12月9日条例第64号 令和3年6月26日条例第37号 令和4年3月7日条例第11号 令和4年9月30日条例第43号</p> <p>世田谷区学童クラブ条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業として実施する新B(ボ)O(ッ)P(プ)学童クラブ事業について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 新BOP学童クラブ事業は、ベース・オブ・プレイング事業（世田谷区立学校施設の開放に関する規則（昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号）に基づき世田谷区立小学校（以下「区立小学校」という。）の施設を利用し、遊びを通して学年を超えた児童間の交流を図るとともに児童の創造性、自主性、社会性等を養成する事業をいう。）と一体的に実施するものとする。</p>

改正後	改正前
(事業の内容)	(事業の内容)
第3条 新BOP学童クラブ事業においては、区立小学校の各施設等において新BOP学童クラブを運営し、次に掲げる事業を行う。	第3条 新BOP学童クラブ事業においては、区立小学校の各施設等において新BOP学童クラブを運営し、次に掲げる事業を行う。
(1) 遊びと生活の場の提供	(1) 遊びと生活の場の提供
(2) 遊びを通した生活指導	(2) 遊びを通した生活指導
(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業	(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業
2 新BOP学童クラブの名称及び活動場所は、別表のとおりとする。 (実施時間及び休業日)	2 新BOP学童クラブの名称及び活動場所は、別表のとおりとする。 (実施時間及び休業日)
第3条の2 新BOP学童クラブ事業の実施時間及び休業日は、規則で定める。	第3条の2 新BOP学童クラブ事業の実施時間及び休業日は、規則で定める。
(対象児童)	(対象児童)
第4条 新BOP学童クラブに入会することができる児童は、区内に在住し、又は区立小学校に在籍する児童であって、かつ、その保護者の労働、疾病等の事由により、放課後又は小学校の休業日に家庭において適切な保護及び育成を受けることができないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。	第4条 新BOP学童クラブに入会することができる児童は、区内に在住し、又は区立小学校に在籍する児童であって、かつ、その保護者の労働、疾病等の事由により、放課後又は小学校の休業日に家庭において適切な保護及び育成を受けることができないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。
(1) 小学校1年生から3年生までの児童	(1) 小学校1年生から3年生までの児童
(2) 小学校6年生までの児童であって、心身の発達等により個別の配慮を要する状態にあるもの	(2) 小学校6年生までの児童であって、心身の発達等により個別の配慮を要する状態にあるもの
2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認める者は、新BOP学童クラブに入会することができる。	2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認める者は、新BOP学童クラブに入会することができる。
(入会の申請等)	(入会の申請等)
第5条 新BOP学童クラブに入会しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。	第5条 新BOP学童クラブに入会しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。
(入会の不承認)	(入会の不承認)
第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、新BOP学童クラブへの入会の承認（以下「入会承認」という。）をしないこ	第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、新BOP学童クラブへの入会の承認（以下「入会承認」という。）をしないこ

改正後	改正前
<p>とができる。</p> <p>(1) 申請に係る児童が、第4条に規定する要件に該当しないとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、区長が入会承認をすることが特に不適当と認めるとき。</p> <p>(入会承認の取消し)</p>	<p>とができる。</p> <p>(1) 申請に係る児童が、第4条に規定する要件に該当しないとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、区長が入会承認をすることが特に不適当と認めるとき。</p> <p>(入会承認の取消し)</p>
<p>第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 新BOP学童クラブに入会している児童が、第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 児童の保護者が、偽りその他不正な手段により入会承認を受けたことが判明したとき。</p> <p>(3) 新BOP学童クラブに入会している児童が、正当な理由がなく長期にわたって新BOP学童クラブを欠席しているとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。</p> <p>(利用料)</p>	<p>第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 新BOP学童クラブに入会している児童が、第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 児童の保護者が、偽りその他不正な手段により入会承認を受けたことが判明したとき。</p> <p>(3) 新BOP学童クラブに入会している児童が、正当な理由がなく長期にわたって新BOP学童クラブを欠席しているとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。</p> <p>(利用料)</p>
<p>第8条 入会承認を受けた児童の保護者は、規則で定める期日までに、児童1人につき月額5,000円の利用料を納付しなければならない。ただし、児童が各月初日から15日までの間に新BOP学童クラブを退会し、又は各月16日から末日までの間に新BOP学童クラブに入会した場合にあっては、利用料の額は、児童1人につき月額2,500円とする。</p> <p>(利用料の減免)</p>	<p>第8条 入会承認を受けた児童の保護者は、規則で定める期日までに、児童1人につき月額5,000円の利用料を納付しなければならない。ただし、児童が各月初日から15日までの間に新BOP学童クラブを退会し、又は各月16日から末日までの間に新BOP学童クラブに入会した場合にあっては、利用料の額は、児童1人につき月額2,500円とする。</p> <p>(利用料の減免)</p>
<p>第9条 区長は、規則で定めるところにより、利用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料の還付)</p>	<p>第9条 区長は、規則で定めるところにより、利用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料の還付)</p>
<p>第10条 区長は、規則で定めるところにより、既に納付された利用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(実施時間の延長)</p>	<p>第10条 区長は、規則で定めるところにより、既に納付された利用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(実施時間の延長)</p>

改正後	改正前
<p>第11条 区長は、新BOP学童クラブのうちその指定するものにおいて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす児童（新BOP学童クラブに入会している児童に限る。）に対し、新BOP学童クラブ事業をその実施時間を延長して行うこと（以下「延長実施」という。）ができる。</p> <p>（1）当該児童の保護者の労働、疾病等の事由により、延長実施が行われる時間に家庭において適切な保護及び育成を受けることができない者であること。</p> <p>（2）前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。</p> <p>2 延長実施を行う時間は、規則で定める。 （延長利用の申請等）</p>	<p>第11条 区長は、新BOP学童クラブのうちその指定するものにおいて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす児童（新BOP学童クラブに入会している児童に限る。）に対し、新BOP学童クラブ事業をその実施時間を延長して行うこと（以下「延長実施」という。）ができる。</p> <p>（1）当該児童の保護者の労働、疾病等の事由により、延長実施が行われる時間に家庭において適切な保護及び育成を受けることができない者であること。</p> <p>（2）前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。</p> <p>2 延長実施を行う時間は、規則で定める。 （延長利用の申請等）</p>
<p>第12条 延長実施の利用（以下「延長利用」という。）をしようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 延長利用は、次の各号に掲げる利用の形態（以下「利用形態」という。）のいずれかによるものとする。ただし、第1号に掲げる利用形態による延長利用は、1月当たりの延長利用の日数が規則で定める日数以上となることが見込まれる児童に限るものとする。</p> <p>（1）月ぎめ利用（1月単位での延長利用をいう。以下同じ。）</p> <p>（2）日ぎめ利用（1日単位での延長利用をいう。以下同じ。）</p> <p>3 区長は、延長利用の承認（以下「延長利用承認」という。）に当たっては、規則で定める定員の範囲内で、月ぎめ利用に係る申請を優先して承認するものとする。</p> <p>4 延長利用承認は、前項に規定するもののほか、規則で定めるところによる。 （延長利用の不承認）</p>	<p>第12条 延長実施の利用（以下「延長利用」という。）をしようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 延長利用は、次の各号に掲げる利用の形態（以下「利用形態」という。）のいずれかによるものとする。ただし、第1号に掲げる利用形態による延長利用は、1月当たりの延長利用の日数が規則で定める日数以上となることが見込まれる児童に限るものとする。</p> <p>（1）月ぎめ利用（1月単位での延長利用をいう。以下同じ。）</p> <p>（2）日ぎめ利用（1日単位での延長利用をいう。以下同じ。）</p> <p>3 区長は、延長利用の承認（以下「延長利用承認」という。）に当たっては、規則で定める定員の範囲内で、月ぎめ利用に係る申請を優先して承認するものとする。</p> <p>4 延長利用承認は、前項に規定するもののほか、規則で定めるところによる。 （延長利用の不承認）</p>
<p>第12条の2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、延長利用承認をしないことができる。</p>	<p>第12条の2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、延長利用承認をしないことができる。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 申請に係る児童が、第4条若しくは第11条第1項に規定する要件に該当しないとき又は前条第2項ただし書に規定する要件に該当しないとき（当該申請が、月ぎめ利用に係るものである場合に限る。）。</p> <p>(2) 申請に係る新BOP学童クラブの延長利用承認のあった児童の数が、前条第3項に規定する定員に達しているとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が延長利用承認をすることが特に不相当と認めるとき。</p> <p>(延長利用承認の取消し)</p>	<p>(1) 申請に係る児童が、第4条若しくは第11条第1項に規定する要件に該当しないとき又は前条第2項ただし書に規定する要件に該当しないとき（当該申請が、月ぎめ利用に係るものである場合に限る。）。</p> <p>(2) 申請に係る新BOP学童クラブの延長利用承認のあった児童の数が、前条第3項に規定する定員に達しているとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が延長利用承認をすることが特に不相当と認めるとき。</p> <p>(延長利用承認の取消し)</p>
<p>第12条の3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、延長利用承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 延長利用承認のあった児童が、第4条若しくは第11条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき又は第12条第2項ただし書に規定する要件に該当しなくなったとき（当該児童が、月ぎめ利用による延長利用をしている場合に限る。）。</p> <p>(2) 児童の保護者が、偽りその他不正な手段により入会承認又は延長利用承認を受けたことが判明したとき。</p> <p>(3) 延長利用承認のあった児童が、正当な理由がなく長期にわたって新BOP学童クラブを欠席しているとき。</p> <p>(4) 延長利用承認のあった児童が、正当な理由がなく長期にわたって延長利用をしていないとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。</p> <p>(延長利用料)</p>	<p>第12条の3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、延長利用承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 延長利用承認のあった児童が、第4条若しくは第11条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき又は第12条第2項ただし書に規定する要件に該当しなくなったとき（当該児童が、月ぎめ利用による延長利用をしている場合に限る。）。</p> <p>(2) 児童の保護者が、偽りその他不正な手段により入会承認又は延長利用承認を受けたことが判明したとき。</p> <p>(3) 延長利用承認のあった児童が、正当な理由がなく長期にわたって新BOP学童クラブを欠席しているとき。</p> <p>(4) 延長利用承認のあった児童が、正当な理由がなく長期にわたって延長利用をしていないとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。</p> <p>(延長利用料)</p>
<p>第13条 延長利用の承認を受けた児童の保護者は、規則で定める期日までに、児童1人につき、次の各号に掲げる利用形態の区分に応じ、当該各号に定める額の延長実施に係る利用料（以下「延長利用料」という。）を納付しなければならない。</p> <p>(1) 月ぎめ利用 月額1,000円（児童が各月初日から15日までの間</p>	<p>第13条 延長利用の承認を受けた児童の保護者は、規則で定める期日までに、児童1人につき、次の各号に掲げる利用形態の区分に応じ、当該各号に定める額の延長実施に係る利用料（以下「延長利用料」という。）を納付しなければならない。</p> <p>(1) 月ぎめ利用 月額1,000円（児童が各月初日から15日までの間</p>

改正後	改正前
<p>に延長利用を取りやめた場合にあつては、月額500円)</p> <p>(2) 日ぎめ利用 日額200円(延長利用をした日が属する月における延長利用料の合計額が1,000円を超える場合にあつては、月額1,000円)</p> <p>2 第9条及び第10条の規定は、延長利用料について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料」とあるのは「延長利用料」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成26年3月7日条例第15号)</p> <p>この条例は、平成26年3月29日から施行する。</p> <p>附 則(平成26年9月30日条例第38号)</p> <p>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成27年12月7日条例第67号)</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成28年12月9日条例第67号)</p> <p>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成29年12月8日条例第62号)</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成30年12月10日条例第70号)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区学童クラブ条例(以下「新条例」という。)第12条の規定による新BOP学童クラブ事業の実施時間の延長に係る手続については、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。</p>	<p>に延長利用を取りやめた場合にあつては、月額500円)</p> <p>(2) 日ぎめ利用 日額200円(延長利用をした日が属する月における延長利用料の合計額が1,000円を超える場合にあつては、月額1,000円)</p> <p>2 第9条及び第10条の規定は、延長利用料について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料」とあるのは「延長利用料」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成26年3月7日条例第15号)</p> <p>この条例は、平成26年3月29日から施行する。</p> <p>附 則(平成26年9月30日条例第38号)</p> <p>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成27年12月7日条例第67号)</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成28年12月9日条例第67号)</p> <p>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成29年12月8日条例第62号)</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成30年12月10日条例第70号)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区学童クラブ条例(以下「新条例」という。)第12条の規定による新BOP学童クラブ事業の実施時間の延長に係る手続については、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。</p>

改正後	改正前
<p>附 則（平成31年 3 月 5 日条例第10号） この条例は、平成31年 9 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年12月 9 日条例第64号） この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（令和 3 年 6 月26日条例第37号） この条例は、令和 3 年 6 月28日から施行する。</p> <p>附 則（令和 4 年 3 月 7 日条例第11号） この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（令和 4 年 9 月30日条例第43号） この条例は、令和 4 年10月 3 日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和 4 年11月28日条例第 号）</u> <u>この条例は、令和 5 年 1 月 4 日から施行する。</u></p>	<p>附 則（平成31年 3 月 5 日条例第10号） この条例は、平成31年 9 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年12月 9 日条例第64号） この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（令和 3 年 6 月26日条例第37号） この条例は、令和 3 年 6 月28日から施行する。</p> <p>附 則（令和 4 年 3 月 7 日条例第11号） この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（令和 4 年 9 月30日条例第43号） この条例は、令和 4 年10月 3 日から施行する。</p>

別表（第 3 条関係）

名称	活動場所
若林小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区若林五丁目27番18号
三宿小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区三宿一丁目12番6号
太子堂小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区太子堂五丁目7番4号
桜小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区世田谷二丁目4番15号
桜丘小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区桜丘一丁目19番17号
代沢小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区代沢五丁目1番10号
多聞小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区三宿二丁目26番11号

別表（第 3 条関係）

名称	活動場所
若林小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区若林五丁目27番18号
三宿小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区三宿一丁目12番6号
太子堂小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区太子堂五丁目7番4号
桜小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区世田谷二丁目4番15号
桜丘小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区桜丘一丁目19番17号
代沢小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区代沢五丁目1番10号
多聞小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区三宿二丁目26番11号

改正後		改正前	
世田谷小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区宮坂一丁目38番4号	世田谷小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区宮坂一丁目38番4号
松沢小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区赤堤四丁目44番22号	松沢小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区赤堤四丁目44番22号
駒沢小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区駒沢二丁目10番6号	駒沢小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区駒沢二丁目10番6号
旭小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区野沢一丁目4番3号	旭小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区野沢一丁目4番3号
中里小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目4番1号	中里小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目4番1号
松原小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区松原五丁目43番26号	松原小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区松原五丁目43番26号
上北沢小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区上北沢四丁目22番29号	上北沢小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区上北沢四丁目22番29号
駒繫小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区下馬一丁目42番12号	駒繫小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区下馬一丁目42番12号
池之上小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区北沢四丁目32番20号	池之上小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区北沢四丁目32番20号
経堂小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区桜上水一丁目23番3号	経堂小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区桜上水一丁目23番3号
弦巻小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区弦巻一丁目9番18号	弦巻小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区弦巻一丁目9番18号
山崎小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区梅丘三丁目9番1号	山崎小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区梅丘三丁目9番1号
中丸小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区野沢三丁目33番12号	中丸小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区野沢三丁目34番16号
代田小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区代田四丁目2番3号	代田小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区代田四丁目2番3号

改正後		改正前	
三軒茶屋小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区三軒茶屋二丁目42番1号	三軒茶屋小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区三軒茶屋二丁目42番1号
赤堤小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区赤堤一丁目41番24号	赤堤小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区赤堤一丁目41番24号
松丘小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区弦巻三丁目16番10号及び弦巻三丁目23番12号	松丘小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区弦巻三丁目16番10号及び弦巻三丁目23番12号
池尻小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区池尻二丁目4番10号	池尻小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区池尻二丁目4番10号
笹原小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区桜丘五丁目19番1号	笹原小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区桜丘五丁目19番1号
城山小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区梅丘二丁目1番11号	城山小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区梅丘二丁目1番11号
深沢小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区新町一丁目4番24号	深沢小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区新町一丁目4番24号
玉川小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区中町二丁目29番1号	玉川小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区中町二丁目29番1号
京西小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区用賀四丁目27番4号	京西小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区用賀四丁目27番4号
二子玉川小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区玉川四丁目6番1号	二子玉川小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区玉川四丁目6番1号
八幡小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区玉川田園調布二丁目17番15号	八幡小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区玉川田園調布二丁目17番15号
奥沢小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区奥沢三丁目1番1号	奥沢小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区奥沢三丁目1番1号
尾山台小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区尾山台三丁目11番1号	尾山台小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区尾山台三丁目11番1号
東深沢小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区深沢三丁目7番1号	東深沢小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区深沢三丁目7番1号

改正後		改正前	
東玉川小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区奥沢一丁目1番1号	東玉川小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区奥沢一丁目1番1号
桜町小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区用賀一丁目5番1号	桜町小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区用賀一丁目5番1号
九品仏小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区奥沢八丁目12番1号	九品仏小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区奥沢八丁目12番1号
瀬田小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区瀬田二丁目17番1号	瀬田小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区瀬田二丁目17番1号
等々力小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区等々力七丁目26番1号	等々力小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区等々力七丁目26番1号
用賀小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区上用賀六丁目14番1号	用賀小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区上用賀六丁目14番1号
中町小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区中町四丁目23番1号	中町小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区中町四丁目23番1号
玉堤小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区玉堤二丁目11番1号	玉堤小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区玉堤二丁目11番1号
烏山小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区給田一丁目2番1号	烏山小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区給田一丁目2番1号
塚戸小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区千歳台六丁目7番1号	塚戸小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区千歳台六丁目7番1号
祖師谷小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区祖師谷三丁目49番1号	祖師谷小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区祖師谷三丁目49番1号
砧小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区喜多見六丁目9番1号	砧小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区喜多見六丁目9番1号
明正小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区成城三丁目3番1号	明正小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区成城三丁目3番1号
烏山北小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区北烏山六丁目3番1号	烏山北小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区北烏山六丁目3番1号

改正後		改正前	
八幡山小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区八幡山一丁目14番1号	八幡山小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区八幡山一丁目14番1号
芦花小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区粕谷二丁目22番1号	芦花小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区粕谷二丁目22番1号
船橋小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区船橋四丁目41番1号	船橋小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区船橋四丁目41番1号
砧南小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区鎌田四丁目3番1号	砧南小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区鎌田四丁目3番1号
給田小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区給田四丁目24番1号	給田小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区給田四丁目24番1号
山野小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区砧六丁目7番1号	山野小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区砧六丁目7番1号
千歳小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区成城九丁目6番1号	千歳小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区成城九丁目6番1号
喜多見小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区喜多見三丁目11番1号	喜多見小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区喜多見三丁目11番1号
武蔵丘小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区北烏山一丁目47番11号	武蔵丘小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区北烏山一丁目47番11号
希望丘小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区船橋四丁目9番1号	希望丘小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区船橋四丁目9番1号
千歳台小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区千歳台四丁目24番1号	千歳台小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区千歳台四丁目24番1号
下北沢小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区大原一丁目4番6号	下北沢小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区大原一丁目4番6号